真岡市行政評価システム

評価対象年度　令和7　年度　　**事務事業評価マネージメントシート**　　作成日　令和8年3月13日

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 事務事業名 | 養育医療給付費 | | 担当課・係 | 健康福祉部　こども家庭課　子育て支援係 |
| 政策名　No | 2 | 「笑顔づくり」～安心と元気アップ！～ | 関連するSDGs･DX |  |
| 施策名　No | 1 | 子育て支援の充実 | | |

| 成果指標 | 名　称 | 単　位 | 初年度からの実績値の比較 R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | 目標値 R11 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 合計特殊出生率 | ― | 1.09 | | | | | 1.54 |
| | この地域で子育てをしたいと思う親の割合 | % | 98.5 | | | | | 維持 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

**事業内容**

養育のために医療機関に入院することを必要とする未熟児への養育医療に係る医療費の給付をすることにより、保護者の保険診療の負担軽減と乳児の健康維持及び増進を図ることを目的とする。

【助成方法】市は、養育医療の総医療費のうち、医療保険各法によって負担される額を除いた額（2割分）を指定養育医療機関に支払う。養育医療に係る医療費の審査及び支払いについては、社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会等に委託して行う。
【負担割合】国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

・平成25年4月　都道府県より市町村に権限移譲され事業実施。
・法第20条第6項の規定により、未熟児の保護者等から所得に応じた費用を月単位で徴収する（徴収基準月額）こととされているが、徴収せず全額市が助成している。なお、県が事業を実施していた際も県が同様に県費で助成していた。
・徴収基準月額を市が助成する場合、県からの補助（H25年度　10/10、H26年度　2/3、H27年度　1/3）があった。(平成28年度廃止)
令和6年度助成件数　39件

**前年度の課題（Check）**

出生後、速やかに適切な医学的処置を講じられている。
出生届出時に該当者へ制度の説明を行い、受付及び審査のうえ適正に支給することが求められている。

**7年度振り返り**

【1】実績（Do）７年度に実施した事業
・養育医療の総医療費のうち、医療保険法により負担される額を除いた額（2割）を医療機関に支払う。
・医療費の審査及び支払いについては、社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会等に委託して行う。
・助成額から徴収基準月額を減した額に対し、負担割合は国1/2、県1/4、市1/4となる。

【2】結果と課題（Check）
出生後、速やかに適切な医学的処置を講じられている。
出生届出時に該当者へ制度の説明を行い、受付及び審査のうえ適正に支給することが求められている。

**今後の方向性と具体策**

□ 廃止　□ 休止　□ 目的絞り込み　□ 目的拡充　□ 事業統廃合　□ 事業のやり方改善　□ 予算削減　□ 予算増大　■ 現状維持(従来通りで特に改革改善しない)

【3】具体的な改善策(Action➡Plan)　課題に記載された内容の解決に向けた取り組みについて、**いつ、何を、どのように実施し解決に導くのかを具体的に**記載してください。

(1) ただちに取り組むべきこと
引き続き、出生届出時に該当者へ制度の説明を行い、受付及び審査のうえ適正に支給していく。

(2) 長期的な計画で検討すること